

平成30年第11回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成30年11月9日(金) 午後1時30分

2 閉会 平成30年11月9日(金) 午後2時45分

3 場所 総合福祉センター 3階会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 鎌田 布之(会長代理)	2番 小原 弘
3番 秋山 陽太郎(農地担当)	4番 林 眞理
5番 河田 直樹	6番 高杉 通夫
7番 佐野 年昭	8番 能登谷 和正
9番 高田 稔	10番 定井 正雄(会長)
11番 梶谷 範雄	13番 横田 幸則
14番 高谷 均(農政担当)	15番 本行 逸

欠席 1人

12番 野瀬 秀子

5 出席した農地利用最適化推進委員

10人

伊丹 良夫	難波 末雄	林 修司	林 斉	宮崎 昭雄
小西 安彦	東 茂	植田 忠晴	高上 忠義	若林 勤

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 葛原 隆二 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝 主事 藤木 あゆみ

7 議事録署名委員

11番委員 13番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第47号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第48号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第49号 農用地利用集積計画案について

報告第33号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第35号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

第4 その他

9 付議事件及びその結果

一部を除き原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、ご苦労様です。

11月になりまして、寒暖の差が激しくなっておりますが、お体には気をつけていただければと思います。また、秋の収穫についてもほぼ終わったのではないかと思います。私事ですが、農事組合法人の飼料米の刈り取りが少し残っておりますが、殆どの方が収穫については、終えたのではないかとと思います。

次に、7月の災害の復興が出来ていません。何年かかるか分かりませんが、皆様方の力を借りまして一日でも早い復興ができればと思っております。

今回、岡山県農業会議から各委員の方へ周知するようにとの通知がありました。

周知の内容につきましては、徳島県阿南市で農業委員をされていた方が、収賄ということで逮捕されました。逮捕内容につきましては、阿南市の耕作放棄地約5ヘクタールを農地転用して、大規模太陽光発電施設の設置をめぐるものであります。この農地転用につきまして、農業委員をしていた者が、農地転用の前提条件となる農地の耕作状況の評価に便宜を図ったものであります。その便宜の見返りに同社担当者から現金を受け取った疑いがあるものです。逮捕された農業委員は農業委員会の副会長を努めており、9月25日付けで、農業委員を辞任されております。

農業委員というものは、農業委員会の職務を適正に行うことが大前提であります。このような行為は、農業者からの信頼を裏切る行為であり、あってはならないことであります。このような不祥事が発生しないよう、各委員におかれましては、より一層、公平で公正な職務を遂行するように取り組んでもらいたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただ今より平成30年第11回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員14人、欠席者は12番委員であります。また、農地利用最適化推進委員の方には、10人の方へ出席をしていただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元に配布いたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願いします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、11番委員、13番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よろしく願いいたします。

【議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆様、ご苦労様です。

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第46号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号32, 33番】

(農地担当)

それでは、2ページの32番、新本の件であります。次のページの33番の新本の件と関連がありますので、一括して審議をさせていただきます。

それでは、新本の件について地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員)

受け人の●●●さんは、申請理由が増反ということですが、現在、受け人の方はきちんと営農をされており、地元としては特に問題はないものと考えております。

以上であります。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

32番及び33番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号34番】

(農地担当)

続きまして、34番、下倉の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)

この件は、受け人の●●●さんは耕作をされており特に問題ないと考えております。

詳細については、高上委員からお願いしたいと思います。

(農地担当)

それでは、地元推進委員であります高上委員から報告をお願いいたします。

(高上委員)

渡し人と住宅用地の購入について話をしているうちに、農地も購入して欲しいという話になったそうであります。渡し人は、●●市に住んでいることから、耕作に不便を感じていたものであります。また、渡し人の土地を受け人が賃貸していたこともありまして、受け人へお願いをしたところであります。

耕作もしており特に問題ないと思います。

以上であります。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

34番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、34番は許可されました。

【受付番号35番】

(農地担当)

続きまして、35番、福井の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員)

所有権移転の申請ではありますが、この福井地内の農地につきましては、農地としての権利移動は問題ないと思います。

(農地担当)

それでは、受け人が所有する農地につきまして、耕作状況の報告をお願いいたします。

最初に11番委員からお願いをいたします。

(11番委員)

私が確認をした農地ではありますが、北溝手●●●番●ですが、この田につきましては水稻を作付けていて、稲刈り後の状態でありました。ただ、この農地につきましては、以前から長良の人が耕作をしているということでもあります。次に、北溝手の●●●番●、●●●番●は、北隣の方が作られていて、今現在は、イチジク、ミカンなどの木が植えてありました。現地で隣の方が居られたので話をしたら、私が受けて作っているとのことでありました。金井戸についても現地確認をしております。金井戸につきましては、以前から資材置場のような状態になっております。3分の1以上は土を置いてある状態でありました。

以上であります。

(農地担当)

次に、4番委員からお願いをいたします。

(4番委員)

申請人の農地は西阿曾と黒尾の2箇所にあります。

西阿曾は、2反少々であります。耕作放棄された状態で農作業はされていない状態であります。黒尾につきましては、県道沿いに1反程度の農地がありまして、貝塚を植えてある状況であります。果樹が5、6本あって、野菜が申し訳程度に作付けされている状態でありました。

以上です。

(農地担当)

続きまして、5番委員からお願いをいたします。

(5番委員)

申請人が真壁に持たれている水田につきましては、水稻の作付けがされておりました。第三者が作付けされているようでありました。

以上であります。

(農地担当)

農地利用最適化推進委員である林齊委員から、何かありましたらお願いをいたします。

(林齊委員)

金井戸の2筆の農地につきましては、11番委員の報告のとおり地上げをしております。周囲は貝塚を植えてあります。中が見えにくい状態であります。田としては利用できない状態であります。この土地につきましては、石、残土、重機が置かれていました。推測ではありますが、●●●●●●さんが使用されているのではないかと推測できます。

(農地担当)

農地利用最適化推進委員である宮崎委員から、何かありましたらお願いをいたします。

(宮崎委員)

4番委員の報告のとおりであります。

貝塚が植えられていて、入口にはチェーンをしています。

果樹とナスなどを植えている状態であります。

(農地担当)

ありがとうございます。

以前ですが、金井戸の農地につきまして、資材置場として使用していることもありまして、注意をしたことがあります。

それぞれの委員さんから報告のありましたように営農していることが確認できないこともあります。今回の申請は、営農するという目的の農地法第3条の申請においては、現在、所有している農地の利用状況から難しいのではないかと思います。

事務局から、何かありましたらお願いいたします。

(主査)

農地法第3条の許可ができない場合として、次のように農地法に定められております。

受け手となる者が、権利取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地又は採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められない場合と規定されております。具体的に申しますと、きちんと耕作をしていないと許可できないと農地法では規定をされています。

以上であります。

(農地担当)

事務局からの説明を踏まえまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(2番委員)

各委員の報告から耕作をしていないのであれば、許可することができないのではないかと思います。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

各委員さんから報告のあったように、所有農地を自ら耕作をしていないこと。また、資材置場として使用していることから、35番につきましては、農地法の許可することができない場合に該当するのではないかと思います。

いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

35番につきましては、所有農地を自ら耕作をしていないこと。また、資材置場として使用して

いることから、不許可ということではよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、35番は不許可とされました。

以上で、議案第46号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第47号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きまして、議案第47号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第47号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号8番】

(農地担当)

それでは、5ページ、8番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

申請のあった土地は、作付けをされていない水田、畑でありました。現況は、東が田、西が水路を挟んで畑、南が宅地、北が道路です。

農地転用については、特に問題ないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員)

今回の申請は、先月に申請がありました●●●の入口付近の農地であります。現地調査の報告にもありましたように、農地転用については特に問題はないと考えております。

(農地担当)

地元の推進委員であります難波委員から報告をお願いいたします。

(難波委員)

この申請は、先月総会で審議された西側の土地になります。

この所有者の畑が西隣にあって、その進入路と駐車場として使用するということであります。

農地転用することによる土砂の流出については、境界に建築ブロックを設置して土砂が流出しないようにする。雨水については、砕石を敷いて直接流入しないようにする。日照、通風につきましては、問題ないと考えております。

以上のことから、農地転用をしても周辺農地への影響はないものと考えております。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

8番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、8番は許可されました。

【受付番号9番】

【議案第48号 41番】

(農地担当)

続きまして、9番、真壁の件であります。7ページ、41番と関連する案件でありますので、一括して審議とさせていただきます。

それでは、5ページの9番、7ページの41番の真壁の件につきまして、現地調査の報告をお願い

いたします。

(5番委員)

9番につきましては、作付けされていない水田で北側に市街化区域の水田があります。東が宅地、西側も宅地、南が田、北側が水路を挟んで市道であります。

第5条の41番についてですが、9番のすぐ南側になります。東が田、西側が水路を挟んで道、南側が水田、北側が宅地になります。

農地転用については、特に問題ないと思います。

以上です。

(農地担当)

地元農業委員として引続き報告をお願いいたします。

(5番委員)

第4条の9番につきましては、駐車場としての農地転用であります。

周辺農地への影響ですが、市街地化がかなり進んでいることから、用排水、日照、通風等については影響ないと考えております。土砂の流出等につきましても、コンクリートブロック及び法面工法により流出しないようにされているので、問題はないと考えられます。

第5条につきましては、住宅を目的とした農地転用であります。

用水につきましては支障ありません。申請地からの排水につきましては、雨水は既存側溝に排水し、生活雑排水は下水道管へ接続することから問題はありません。日照、通風に関しましても高さ6メートル程度ですので問題ありません。土砂の流出等に関しましても建築ブロック擁壁を設置し土砂が流出しないようにすることから、問題ないと判断しました。

よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、9番と第5条の41番につきましては、おおむね500メートル以内に2つ以上の公共施設、医療施設がある農地ということで、第3種農地と判断をしています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

5 ページの 9 番、7 ページの 41 番のこれらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号 10 番】

(農地担当)

続きまして、10 番、富原の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5 番委員)

申請のあった土地は、作付けをされていない畑でありました。現況は、東が道路、西が畑、南側が道路、北が宅地になっています。

農地転用については、特に問題ないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8 番委員)

現地調査の報告にもありましたように、申請地はすぐ北側に住宅がありまして、申請者の所有地、宅地に接した所でございます。現況は、報告にもありましたように作付けはされていません。畑に戻らない状態ではありませんが、現在のところ作付けはされておられません。

今回の申請は、申請地と宅地との間に板壁のようなものがありましたが、先般のアルミ工場の爆発により被害を受けて修理をしないといけない状態になったことから、この際、宅地に接している申請地を宅地の一部にしようというものであります。農地転用することによる周辺農地への影響がありますが、西に畑が接していますが、この畑も用水を利用することはなく、周辺は全て宅地になっていますので、申請地が宅地、若干の地上げが必要かと思いますが、畑との境にはブロックを設置するため、現況が変わることもなく問題はないと考えます。

以上でございます。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第 2 種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

10番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、10番は許可されました。

以上で、議案第47号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第48号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第48号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第48号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号40番】

(農地担当)

それでは、40番、美袋の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

申請地は、砂利が入った地上げされた農地であります。

現況は、東が駐車場、西が宅地、南が水田、北が道路であります。
農地転用をしたとしても周辺農地への影響はないものと思われ
ます。
以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員)

約20年位前に土地の交換をしたのですが、手続きが出来てい
なかつたものであります。

(農地担当)

それでは、この地区担当の農地利用最適化推進委員の植田委員
から報告をお願いいたします。

(植田委員)

受け人と渡し人の関係は、親戚関係になります。

渡し人と受け人の父親が10番委員の報告にもありましたが、昔
に土地の交換をされております。20年位前に地上げをして露天駐
車場として使用していた状態でありまして、今回、手続きがされ
ていないことが判明したことから、正式に手続きを行おうとする
ものであります。

周辺農地への影響ではありますが、東が駐車場、西に倉庫があ
ります。南が田、北側が市道であります。

用水につきましては、特に問題ありません。排水につきましても
市道側に側溝がありまして問題ありません。日照、通風につきま
しても駐車場等ということで問題ありません。土砂の流出であり
ますが、コンクリート壁を設置していることから、特に問題ない
と考えております。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

委員からの報告にもありましたように申請地につきましては、土
地の交換の手続きが完了した思いから、農地法の手続きをしない
まま転用したものであります。今回、始末書も併せて提出をされ
ております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種
農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農
地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

40番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、40番は許可されました。

【受付番号43番】

(農地担当)

続きまして、43番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

申請地は作付けされていない水田であります。現状は、東が道路、西が畑、南が宅地、北が水田であります。

農地転用をした場合において周辺農地への影響はないものと思われま

す。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員)

井手の●●にある農地になります。市街化と隣接しておりまして、近年、宅地化が進んでいる地域であります。周辺農地への影響はないように思います。

(農地担当)

それでは、この地区の農地利用最適化推進委員の難波委員から報告をお願いいたします。

(難波委員)

現地は、現地調査の報告のとおりであります。

農地転用することによる周辺農地への影響ではありますが、雨水については柵を設置して道路側溝へ、生活雑排水については公共下水道へ接続する計画になっております。土砂の流出については、L型擁壁、土留ブロックを設置して流出しないようにしています。この地域は、ここ数年、同じような開発が行われており、周辺農地の営農への支障はないものと考えます。

審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

43番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、43番は許可されました。

【受付番号44番】

(農地担当)

続きまして、44番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

申請地は、一部柿木が植えられている畑であります。現況は、東が宅地、西が水路を挟んで宅地、南側が道路、北が畑であります。

農地転用をした場合において周辺農地への影響はないものと思われま

す。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

私も現地を確認しました。

東側が宅地、西側が宅地、南側は4メートルの道路、北側が畑で柿木が何本か植えてありました。この場所は、順番に家が建っているような場所です。用水ですが果樹を植えていたことから

必要ないと考えます。申請地からの排水は南側の溝に排水する計画であります。日照、通風については影響ありません。土砂の流出等はコンクリート壁を設置するため問題ありません。

総合判断といたしましては、既に地上げされており、果樹が数本植えられています。周辺は住宅が建っていることから、農地転用しても問題ないと思いますので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この地区の農地利用最適化推進委員の林委員から報告をお願いいたします。

(林齊委員)

私も現地を確認しましたが、11番委員の報告のとおりで補足説明はありません。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

44番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、44番は許可されました。

【受付番号46番】

(農地担当)

続きまして、46番、山田の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

申請地は、作付けされていない畑で、東、西、南が道に囲まれていて、北側が墓地になっていません。

農地転用をした場合において周辺農地への影響はないものと思われま

す。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員)

今回、受け人の方とお話をしました。今回の申請の渡し人は、昨年まで野菜を植えて耕作をしていましたが、渡し人は、かなりの高齢であり、1人暮らしであります。このようなことから、息子さんらが心配をされ、現在は、有料の施設で生活をされております。よって、耕作できないような状態であるということでありました。そのようなことであれば、●●へ駐車場として譲ってもらえないかと話をしたところ、そのようにさせていただくということになって、今回の申請になったものであります。受け人の●●●も年に3回、●●が大勢集まることがあります。その時に自動車はかなり台数で、現在の駐車場では足りない状態です。私も世話をさせていただいていますが、山道に自動車を停めてやっている状態です。このようなことから、露天駐車場を新設したいという申請になったものであります。

現地調査の報告と重複する部分もありますが、私も現地確認をしていますので報告をいたします。申請地の東側は、水路と道路、西側は道路、南側は道路と水路、北側は墓地であります。用水に関しては、露天駐車場で道の高さと同じ高さにするというので、建物は建てません。雨水は自然に浸透していくような状態です。用水、排水には影響ないと思います。山田地区の一番端になります。この申請地から500から600メートル下がった所からが水田になっています。その水田は池の水を利用しています。現在の用水には関係ありません。日照、通風につきましては、建物は建築しないことから、問題はないと思います。土砂等につきましても流出しないように工事をするとということで、問題ないと思います。

総合判断といたしまして、場所等から問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、この地区の農地利用最適化推進委員である東委員から報告をお願いいたします。

(東委員)

13番委員が報告されたとおりであります。

よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない

農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

46番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、46番は許可されました。

【受付番号47番】

(農地担当)

続きまして、47番、上原の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

申請地は、整地された土地で、東が市道、西が宅地、南が市道、北が宅地になります。

農地転用をした場合において周辺農地への影響はないものと思われます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員)

地図を見ていただければと思います。

今回の申請者であります、受け人の●●●●さんは、申請地の北側に●●●●番の土地がありますが、ここは●●●●さんの息子さんでありまして、●●さんと渡し人の●●●●さんは、親戚関係になります。渡し人の●●●●さんは、別の所に家を持っておられて、そちらに住んでおられます。したがって、●●●●番●は宅地でありまして、ここは取り壊しが済んで更地になっています。今回、親戚にあたる●●●●さんの息子さんが、帰ってきたいということで、●●●●番●にあった

建物を取り壊して、そこに建てようというもので、その際に今回の申請地を一带として利用したいということで、今回の申請になったというものであります。

周囲はすべて住宅地であります。ただ、すぐ北側、申請地には接していませんが、●●●●さんの畑となっておりますが、農作物の作付けはされておられません。したがって、周囲に農地はないという場所です。元々、建物があつたことから今回建てることによって、周辺農地への影響はないということで問題ないと考えております。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

47番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、47番は許可されました。

【受付番号48番】

(農地担当)

続きまして、48番、清音柿木の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

申請地は、作付けされていない畑で、東が畑、西が雑種地と道、北が畑、になっております。

農地転用をした場合において周辺農地への影響はないものと思われます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員)

この土地は、畑になっていますが庭木等が植えてあって、最近になって整地をしましたが、何も作っていない状態です。申請地は●●●平方メートルですが、その手前の道路沿いに雑種地がありまして、北側に住宅が建っていますし、最終的には、この土地を住宅にしたいのではないかと思います。今回の申請地につきましては、住宅団地の一画ということで、周辺農地への影響はないものと考えております。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

48番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、48番は許可されました。

【受付番号49番】

(農地担当)

続きまして、49番、久米の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

申請地は、作付けされていない水田で、東が畑、西が水路を挟んで道、南が宅地、北が水田であります。

農地転用をした場合において周辺農地への影響はないものと思われま

す。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

この申請地は、1筆の農地であったのですが、分筆して今回の申請地になっています。この分筆の一部が昨年に第5条の申請で承認を受けています。また、先月も残った農地の転用申請が承認を受けております。今回が3回目の申請になっておりますが、内容的には前回と同じ申請になってお

りまして、地元の意見としても特に問題ありません。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元の推進委員であります、伊丹委員からお願いをいたします。

(伊丹委員)

私も現地確認をいたしました。

4番委員の報告のとおりであります。

周辺農地への営農についてですが、用水は西側に水路を完備しております。排水はその水路と兼用になると思います。元々、申請地は砂の土質なもので、排水は良好であります。日照、通風は問題ないと思います。土砂の流出につきましては、コンクリート土留めで心配はないと思います。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

49番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、49番は許可されました。

【受付番号50番】

(農地担当)

続きまして、50番、東阿曾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

申請地は、作付けされていない水田で、東が水田、西が道路、南が水田、北側が宅地になっています。

農地転用をした場合において周辺農地への影響はないものと思われま

す。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

この申請地は、昨年8月に同じ農地で転用申請が提出され承認を受けた農地であります。

(農地担当)

それでは、地元の推進委員であります、林委員からお願いをいたします。

(林修司委員)

現地調査の状況といたしましては、現地調査の報告にもありましたが、東が水田、西が県道、南側が所有者の田になります。北側が住宅で昨年ですか許可を得た住宅になります。

周辺農地への影響ではありますが、用水は問題ありません。排水、雨水につきましては、沈殿柵を設置し道路側溝へ排水する計画になっています。生活雑排水は合併浄化槽を設置し道路側溝へ排水する計画であります。日照、通風につきましては、問題はありません。土砂の流出等は、境界部分に土留壁を設置し流出を防止する計画であります。

地元といたしましては、何ら問題ないと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

50番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、50番は許可されました。

【受付番号42番】

(農地担当)

続きまして、42番、清音三因の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

申請地は、作付けされていない畑で、東と南が道路、西と北が宅地となっております。

農地転用をした場合において周辺農地への影響はないものと思われます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員)

この申請地は、現地調査の説明にもありましたように、団地の中になります。東、南側は市道であります。西、北は宅地であります。

農地転用した場合の周辺農地への影響はありません。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元の推進委員であります、若林委員から補足がありましたらお願いをいたします。

(若林委員)

5番委員、2番委員の報告のとおり問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

42番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、42番は許可されました。

【受付番号45番】

(農地担当)

続きまして、45番、清音三因の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

申請地は、大豆が作付けされています。現況は、東が畑、西が水田、南が道路、北側が畑になります。

農地転用をした場合において周辺農地への影響はないものと思われます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員)

申請地は、渡し人と受け人の関係は、親子関係になります。

現地調査の報告にもありましたように、大豆を植えておりますが、この北側は渡し人の田であります。周辺農地への営農状況であります。用水、排水、日照、土砂の流出等については、何ら問題ないと思います。

よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

それでは、地元の推進委員であります、若林委員から補足がありましたらお願いをいたします。

(若林委員)

5番委員、2番委員の報告のとおり問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

45番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、45番は許可されました。

以上で、議案第48号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第49号 農用地利用集積計画案について】

(農地担当)

次に議案第49号、農用地利用集積計画案について議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第49号 農用地利用集積計画案について朗読】

(農地担当)

総社市が農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、農業委員会の決定を得なければならないこととされています。

それでは、農用地利用集積計画案について、内容等を確認していただくようお願いいたします。

(農地担当)

この計画につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農政担当)

それでは、採決をさせていただきます。

議案第49号の農用地利用集積計画案につきましては、議案のとおり決定するという事によるかどうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしということで、農用地利用集積計画につきましては、決定されました。

次に、報告事項に入ります。

【報告第33号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

報告第33号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第33号 報告書について朗読】

【報告第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第34号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第34号 報告書について朗読】

【報告第35号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第35号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第35号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

25ページ以降は、その他報告事項となっていますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。

本日の許可件数は、第3条関係が3件、第4条関係が3件、第5条関係が11件でありました。

なお、第3条において、1件が不許可であります。また、農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり農業委員会として決定いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

【日程第4 その他】

(会長)

次に、日程第4のその他に入ります。

私から、報告をさせていただきます。

【全国農業新聞に総社市の記事が掲載されていることについて】

委員の皆様から、その他として報告等ありませんでしょうか。

(9番委員)

【農業委員会手帳について】

(会長)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

【事務連絡】

(主事)

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

【新年例会の開催について】

(会長)

それでは、閉会にあたり会長代理より挨拶をお願いします。

(会長代理)

稲刈りも終わったのではないかと思います。残っているのは、飼料米ぐらいかなと思われま
す。これから、年末になりますし農作業も一段落されるのではないかと思います。
寒くなりますので風邪などをひかないように十分に気をつけていただければと思
います。
皆さん、ご苦労様でした。

閉会 午後2時45分